別 紙

答申第142号

答 申

1 審査会の結論

島根県警察本部長(以下「実施機関」という。)が、本件審査請求の対象となった公文書について部分公開決定を行ったことは妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成30年4月19日に本件審査請求人より、島根県情報公開条例(平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容は、「平成29年12月20日付け島交規甲第628号『一般道路 における交通事故抑止に資する総合的な速度管理の推進について(通達)』において、市道浜田451号線における下記の調査資料 (1)最高速度規制調査票【様式2】、(2)実 勢速度算出表【様式3】、(3)実勢速度調査メモ【様式4】」である。
- (3) この請求に対して実施機関は、平成30年4月27日付けで、次のとおり部分公開決定を行った。

ア 対象公文書

浜田警察署(番号 市道 1-1 及び市道 1-2) における「①最高速度規制調査票」、「②実勢速度算出表」、「③実勢速度調査票」

イ 公開しない部分

調査者の氏名

ウ 公開しない理由

条例第7条第2号(個人情報)に該当

警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員の氏名は、 条例第7条第2号ただし書きウに定める規則(島根県情報公開条例施行規則第3条) に規定する公務員の氏名であり、また、同号ただし書きア及びイに該当しないため。

- (4) 審査請求人は、この決定を不服として、平成30年5月9日に島根県公安委員会(以下「諮問実施機関」という。)に審査請求を行った。
- (5) 諮問実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、平成30年6月28日付けで当審査会 に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

平成29年2月15日付け島根県警察本部指令(広報)第21号により島根県警察本部長が行った部分公開処分の取消し、公開を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び意見書による主張の要旨は、次のとおりである。

ア 条例7条2号(個人情報)に該当するとして、「調査者」欄が非公開とされているが、「職」とは、当該公務員等の属する組織の名称と職名をいう。

従って、「職名」を非公開として、島根県情報公開条例施行規則3条の該当性を 判断することはできない。

イ 道路交通法111条1項は、「公安委員会は、この法律の規定により行う道路の規制 の適性を図るため、道路における交通量、車両等の通行の経路その他の道路の交通 に関し必要な事項の調査をその管理に属する都道府県警察の警察官に行わせること ができる。」と規定している。

実施機関は、「調査員は、浜田警察署に所属する職員である。」とは言っているが、島根県地方警察職員定員条例2条に規定する警察官なのか、警察官以外の職員なのかは不明確である。

- ウ 道路交通法111条に規定する調査は「警察官以外の職員」には行わせることはできない調査であり、警察官としての階級及び氏名が記載されていなければならないと考えたから、公文書公開時において、「条例では階級や職名は公開情報である。」旨申し立てたが、実施機関は「当該非公開部分に階級や職名の記載はなく、職員の氏名のみが記載されている。」旨の説明に終始したものであり、当該調査が法令違反でないとするならば「警察官」による調査であったことを立証すべきである。
- エ 氏名に係る部分を公開したことにより、「(ア)当該公務員等の権利利益を不当に 害するおそれがある場合」及び「(イ)当該公務員等が規則で定める職にある場合」 の要件を充たさない限り、当該氏名情報は「公開情報」である。
 - (ア)と(イ)の両方の場合に該当していなければ非公開情報とはならないが、実施機関は「当該職員の氏名については、条例第7条第2号ただし書きウに定める規則に規定する職の公務員氏名に該当」するとして、(イ)の要件のみを主張するものであり、(ア)の要件である「当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれ」を具体的に立証していないので、非公開情報とはならない。

4 実施機関の主張

諮問実施機関の非公開理由説明書による主張は、次のとおりである。

本件対象公文書は、通達に基づく速度調査実施結果に関する調査票であり、その調査員は、浜田警察署に所属する職員である。

いずれの文書とも、調査実施職員の記名欄に調査した職員の氏名が記載されており、当該職員氏名については、条例第7条第2号ただし書きウに定める規則に規定する職の公務員氏名に該当し、同号ただし書きア及びイに該当しないことから非公開とした。

なお、審査請求人が、公文書公開時において「条例では階級や職名は公開情報である。」 旨を申し立てたことから、「当該非公開部分に階級や職名の記載はなく、職員の氏名のみ が記載されている。」旨を口頭で説明済みである。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるにあたっての 基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・ 法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、平成29年12月20日付け島交規甲第628号「一般道路における交通

事故抑止に資する総合的な速度管理の推進について(通達)」に基づく、浜田警察署(番号 市道1-1及び市道1-2)における「①最高速度規制調査票」、「②実勢速度算出表」及び「③実勢速度調査票」である。

当審査会において見分したところ、対象公文書①及び②は、上記 2 (2) のとおり、審査請求人が公開を求めている「(1) 最高速度規制調査票【様式 2】」及び「(2) 実勢速度算出表【様式 3】」に合致しており、対象公文書③については、標題が異なっているものの、実施機関に確認したところ「(3) 実勢速度調査メモ【様式 4】」に該当することが確認できた。

(3) 本件対象公文書に記載された調査者の氏名について

実施機関は、本件対象公文書に記載された調査者の氏名について、条例第7条第2号 ただし書きウに定める規則に規定する職の公務員氏名に該当し、同号ただし書きア及び イに該当しないため非公開としていることから、当審査会として、同号該当性について 以下のとおり判断する。

ア 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合されることにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

ただし、慣行として公にされている情報 (本号ただし書きア)、人の生命等を保護するために公開が必要な情報 (本号ただし書きイ) や当該個人が公務員等であって職務の遂行に係る情報に該当する場合の当該公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る情報 (本号ただし書きウ) は非公開情報からは除かれる。

イ 道路の交通に関する調査について

道路における交通規制については、道路交通法第4条第1項により、都道府県公安委員会は、必要があると認めるときは道路における交通規制を実施することができる旨が規定されている。

また、道路の交通に関する調査については、同法第 111 条により「公安委員会は、この法律の規定により行う道路における交通の規制の適正を図るため、道路における交通量、車両等の通行の経路その他道路の交通に関し必要な事項の調査をその管理に属する都道府県の警察官に行わせることができる。」と規定されている。

ウ 条例第7条第2号該当性について

(ア)本件決定において非公開とされた調査者の氏名は、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。また、本号ただし書きア及びイに該当しないことは明らかである。

ところで、本号ただし書きウは、個人が公務員等である場合において、当該個人に係る情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は公開することとしている。しかしながら、この例外として、当該公務員等の氏名に係る部分を公開することにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合及び当該公務員等が規則で定める職にある場合には、当該公務員等の氏名に係る部分を除くとしている。

この規則で定める職については、島根県情報公開条例施行規則(平成13年3月 27日島根県規則第10号)第3条で、「条例第7条第2号ウの規則で定める職は、 警察職員(警察法(昭和29年法律第162号)第34条第1項及び第55条第1項に規定する職員をいう。)のうち、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職とする。」と規定されている。この規定は、特例として警察職員など、その職務の性質上、氏名に係る部分を公開すると個人の私生活上の権利利益を害するおそれが強い者であって、規則で定める職にある者については、その氏名に係る部分を非公開とするものである。

(イ)本件決定において実施機関は、対象公文書に記載された調査者の氏名を確認し、 警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員に該当する ことから非公開としたと説明しているが、当審査会において対象公文書を見分し たところ、調査者の階級や職名は記載されていなかった。そのため、当該調査が 行われた当時の浜田警察署の事務分掌表を実施機関に提出させ、確認したところ、 調査者が警部補以下の階級にある警察官であることが確認できた。

なお、審査請求人は、上記3(2)ウのとおり、対象公文書に調査者の階級や職名が記載されていないことについて「道路交通法第111条に規定する調査は『警察官以外の職員』には行わせることはできない調査であり、警察官としての階級及び氏名が記載されていなければならない」と主張している。

この点について、本件調査は、道路における交通の規制の適正を図るための重要な調査であると思料されること、また上記(ア)のとおり、特例として警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員の氏名が非公開とされていることに鑑みれば、調査者の階級を記載する運用が望ましいとも考えられるが、上記(ア)で確認したとおり、当該調査者の氏名は「当該公務員等が規則で定める職にある場合」に該当し、本号ただし書きウに該当しないことから、実施機関が非公開としたことは妥当である。

(4) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第160号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内容	
平成30年 6月28日	諮問実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問	
平成30年10月 9日	諮問実施機関から非公開理由説明書を受理	
平成30年12月 3日	審査請求人の意見書を受理	
令和 2年12月17日 (審査会第1回目)	審議 (第2部会)	
令和 3年 1月14日 (審査会第2回目)	審議 (第2部会)	
令和 3年 2月18日 (審査会第3回目)	審議 (第2部会)	
令和 3年 3月11日 (審査会第4回目)	審議 (第2部会)	
令和 3年 3月25日 (審査会第5回目)	審議	
令和 3年 4月19日	島根県情報公開審査会が諮問実施機関に対し答申	

(参考) 島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備考
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長、第1部会長
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第2部会長
福間 恭子	行政書士	第1部会
永野 茜	弁護士	第1部会
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会
和久本 光	弁護士	第2部会